

第4章 施策の展開

1. 健康づくり・介護予防の推進 『元気に暮らす』

高齢者が健康で暮らせるために、健康づくりや介護予防に積極的に取組めるよう、介護予防事業を推進します。

(1) 健康づくりの推進

① はぴらん体操の普及啓発

高齢者でも自宅で簡単にできるご当地健康体操として、地区健康教室等ではぴらん体操の普及を図ります。

② 地区健康教室の充実

生活習慣病予防及び健康増進の一環として、地域の町内会や老人クラブと連携し、健康情報や健康食の試食などを提供し、保健師・管理栄養士等を講師とした健康教室の充実を図ります。

③ 保健事業の充実

健康診査などにより、早期発見・早期治療につなげ健康の保持増進を図ります。

関連事業

○特定健康診査事業

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した各種検査を実施

○各種がん検診

がんを早期に発見し、早期治療につなげるために、肺・大腸・胃・前立腺・子宮・乳の各がん検診事業を実施

○各種検診事業（人間ドック、脳ドック）

疾病の早期発見・早期治療を目的に、市内医療機関にて実施

○高齢者予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）

インフルエンザの蔓延や肺炎罹患を予防するために実施

○簡単ヘルシーメニューと運動ガイドの配布

健康に関する知識の普及を目的に、各種健康増進事業にてパンフレットを配布

(2) 介護予防の推進

① えみなくらぶの充実

基本チェックリストで該当した対象者に対し、デイサービスセンターや整骨院で行っている、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上のための複合プログラム加えて、平成26年度から単独プログラムとして「口腔教室」を市内2か所で開催しており、対象者の状況に合わせた対応を充実します。

また、総合事業を見据えた検討をします。

② えみなメイトの拡充

高齢者が歩いて通える身近な会場で、体操や運動、健康づくりのための豆知識などの講話を通して、介護予防を目指しています。また、住みなれた場所でいきいきとした生活を送れるよう、楽しみながらの仲間づくりと地域の支え合いの輪を広げ、実施会場の拡充を図ります。

区 分		平成26年度見込	平成29年度目標数
えみなメイト	実施会場	27会場	31会場
	延参加人数	5,430人	5,970人

③ 認知症予防の推進

認知症予防に関する知識を多くの市民の理解が深まるよう、市民向けの講演会を開催し、知識の普及を図ります。

④ 介護支援ボランティアの推進

高齢者が、介護予防と生きがいのある暮らしを送ることを目的に、介護施設でボランティアとして活動する時間に応じてポイントを付与する「介護支援ボランティア」を推進し、今後はポイントを付与するボランティア活動の拡大に向けて検討します。

関連事業

○ボランティアセンター（社会福祉協議会）

高齢者を含む市民ボランティアの養成、登録、相談、受付、情報提供等の実施

(3) 地域包括支援センターの充実

① 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進行に伴い、総合相談、権利擁護、虐待等への対応件数も増加しており、それらに対応するため、社会福祉協議会や市との情報ネットワークを有効活用し、迅速かつ質の高い対応に努めるとともに、地域包括ケア体制の中核を担う重要な機関としての機能を高めます。

② 地域ケア会議の推進

介護保険制度の見直しにより、地域ケア会議が法に位置づけられ、個別支援の検討機能と地域全体の課題検討・政策形成となる市町村レベルでの体制づくりが必須業務として追加されました。

今後も地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携する方策等を検討するため、地域ケア会議の効果的な実施を図ります。

2. 介護保険サービスの充実 『安心して暮らす』

介護が必要になっても住み慣れた地域で、質の高いサービスを受けながら、安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型、施設サービス）の充実を図ります。

（1）サービス提供体制の充実

① 居宅サービスの充実

居宅サービスは、住み慣れた地域や住まいで、自らサービスを選択し、暮らし続けられるよう、利用者や事業者の意向及び利用状況などを見極めながらサービスの充実に努めます。

なお、計画期間内では、「通所介護」や「訪問介護」などのサービスに対し、新規参入や拡大を検討している事業者があり、提供体制の充実を図ります。

	平成26年度見込み	平成29年度目標
訪問介護	14,831回	8,457回
訪問入浴介護	425回	475回
訪問看護	2,365回	3,747回
訪問リハビリテーション	1,858回	2,123回
居宅療養管理指導	2,374件	2,824件
通所介護	17,618回	11,951回
通所リハビリテーション	5,322回	6,317回
短期入所生活介護	1,222日	1,236日
短期入所療養介護	844日	1,307日
福祉用具貸与	11,698件	14,834件
特定福祉用具購入費	343件	396件
住宅改修費	529件	510件
介護予防支援・居宅介護支援	31,494件	37,389件

※ 予防給付と介護給付の1年間の延合計数

※ 訪問介護・通所介護は、平成29年度に地域支援事業へ移行

② 地域密着型サービスの整備促進

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築を目指すうえで、住み慣れた地域での生活を継続するために今後ますます重要なサービスです。

特別養護老人ホームには多数の入所申込者がいること、制度改正に伴い、特別養護老人ホームの入所対象が原則要介護3以上の方となることから、地域密着型サービスに対する需要が高くなるが見込まれます。

項目	現行制度	改正内容
特養の利用対象者 (第8条第21項)	要介護1～5	○中重度者(要介護3～5) ※既入所者は除く。また、要介護1～2でも一定の要件の場合には特例的に入所を認める。

※ 一定の要件とは、認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来しており、在宅生活が困難な状態など

このため、基本的に事業者の地域密着型サービスの実施意向を最大限に尊重し、計画に反映することとします。

また、在宅での生活支援の充実を図るため、介護と医療の連携の下で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の参入促進を図ります。

<新規開設・拡大目標量>

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
夜間対応型訪問介護	事業所数	—	1事業所	—
	定員数	—	15人	—
認知症対応型通所介護	事業所数	—	—	1事業所
	定員数	—	—	10人
小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	1事業所	1事業所
	登録人数	—	25人	25人
認知症対応型共同生活介護	ユニット数	—	1事業所	1事業所
	定員数	—	18人	18人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	—	1事業所	
	登録人数	—	10人	
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	事業所数	—	1事業所	—
	登録人数	—	25人	—

(2) 日常生活圏域について

① 日常生活圏域の継続

本市では、平成18年度から、市内を4つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域で相談や支援、介護サービスが受けられるように体制の整備を進めてきました。

今後も、地域包括ケアの推進に向けて一層の取り組みが重要であることから、これまでの日常生活圏域の4圏域を継続します。

日常生活圏域	町名	地域包括支援センター
祝津・白鳥台 ・本輪西地区	絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、本輪西町、幌萌町、神代町、香川町、陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町	白鳥ハイツ
中央・母恋 ・輪西地区	緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、茶津町、新富町、母恋北町、母恋南町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町	母恋
東・高砂地区	東町、寿町、日の出町、高砂町、水元町、天神町	ことぶき
中島・港北地区	中島町、中島本町、高平町、八丁平、知利別町、宮の森町、港北町、柏木町	憩（いこい）



② 日常生活圏域別の地域密着型サービス等の整備状況（一覧）

		祝津・白鳥台・ 本輪西地区	中央・母恋・ 輪西地区	東・高砂地区	中島・港北地区	
地域 密着型 サー ビス	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	事業所数			1	
		実利用者数			5	
	認知症対応型デイサービスセンター	事業所数	1	1	1	
		定員	12	7	12	
	小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	1	1	1
		定員	18	25	25	25
	認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	事業所数	3	4	4	2
		定員	54	72	81	36
	地域密着型小規模ケアハウス （地域密着型特定施設入居者生活介護）	事業所数	1			
		定員	29			
地域密着型特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	事業所数		1			
	定員		29			
施設 サー ビス	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	事業所数	3			
		定員	324			
	介護老人保健施設	事業所数		1		2
		定員		100		150
	介護療養型医療施設	事業所数			1	
		定員			30	
特 定 施 設	養護老人ホーム	事業所数	1			
		定員	80			
	ケアハウス	事業所数		1		2
		定員		50		120
	介護付き有料老人ホーム	事業所数		1		1
		定員		100		45

(3) 地域包括支援センターの充実[再掲]

16頁 参照

(4) 適正な介護保険事業の運営

① 市民への周知・啓発

介護保険制度への正しい理解と制度改正の内容や介護サービス事業者などについて広く情報提供するため、介護保険だより「ささえあい」を毎年発行し、すべての第1号被保険者に配布するとともに、ホームページや各種パンフレットなどを活用して市民への周知・啓発を推進します。

また、利用者や利用者の家族などからの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置や苦情処理の体制を整備しています。

② 介護サービスの質の向上

【地域包括支援センター職員の資質の向上】

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、その知識や技能をお互いに生かしながら、地域で高齢者の抱えるさまざまな生活課題を解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要となります。

今後は、地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO法人やボランティア団体・町内会等）を活かした生活支援、地域ケア会議の効果的な実施等、地域包括支援センターの役割はさらに重要になります。

地域包括支援センター職員向けの研修を通して職員の資質向上を図るとともに、各地域包括支援センターの連携強化により、お互いの課題や知見・ノウハウなどを共有する場を活用し、地域支援事業等の円滑な実施を図ります。

【サービス事業者の質の向上】

市蘭市サービス事業者連絡会に対して、情報提供等を行い、互いの情報交換により事業運営や、利用者の満足度向上や介護度の改善等に資するノウハウ等の共有化により、円滑かつ効果的なサービス提供等を図ります。

【地域密着型サービス事業者への指導強化】

地域密着型サービス事業者の指定権限と指導監督権限は本市が有していることから、事業所の指定にあたっては、今後とも公平かつ公正な指定に努めます。

それぞれの事業所で行われる運営推進会議へ参加し、日常の様子を把握するとともに、運営に関して助言・指導等を行います。

また、指導・監督にあたっては、利用者の立場に立ったサービス提供が行われるよう、集団・実地指導による指導強化に努めるとともに、指定の更新においても、サービス利用者が不利益とならないよう、指導監督に努めます。

③ 地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信の促進

地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容等について、地域で共有される資源の情報として広く発信することが重要です。

そのため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し、積極的な情報発信に努めます。

④ 地域包括ケアを促進するための検討

地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO 法人やボランティア団体・町内会等）による生活支援サービスの創出が期待されています。

そのため、本市の社会資源を把握し、有効活用を図ることができるよう、サービス事業者の指定要件について検討します。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

① 医療と介護の連携体制の充実

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、医療・介護の関係機関（医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、介護事業所など）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

そのため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、室蘭市医師会等と関係機関の連携体制の構築を図ります。

【取組例】

地域の医療・介護関係者による協議
顔の見える関係づくり 等

3. 地域支えあいの仕組みづくり 『支えあって暮らす』

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを地域の窓口として、社会福祉協議会や市、地域組織・住民、医療・福祉・ボランティア関係団体等の連携により、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを構築します。

とりわけ、今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者世帯等に対する支援を充実することにより、社会、地域との孤立による閉じこもりを防止することで、虚弱あるいは要介護状態となることをできる限り防ぎます。

こうした地域支えあいの仕組みを支えるため担い手として、元気な高齢者の積極的な参加を促進します。

(1) 地域支援体制の強化

① 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア等の福祉関連団体や福祉委員などの地域福祉活動の中心として取り組んできた実績・人的資源を活かし、現在、「第4期地域福祉実践計画（平成23年度～平成27年度）」の“ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり”を基本理念に、高齢者等の様々な日常生活支援を行っており、今後も地域支えあい活動や権利擁護などでの連携を強化していきます。

② 高齢者たすけ隊・見守り隊の推進

民生委員・福祉委員・町内会など地域の人や、高齢者宅への訪問頻度が多い新聞配達などの人により、高齢者の異変を察知した場合に、地域包括支援センターへ連絡する「高齢者見守り隊」と、たすけあいチームなど在宅生活のサポートを行なう「高齢者たすけ隊」について、今後も参画団体の増加などの取組みを推進します。

また、平成23年6月に事例集を作成し配布しましたが、これまでの取組の実績や新たな事例を盛り込んだ改訂版を作成し、関係機関や協力事業所へ配布することで、事業の周知を図ります。

区 分	平成26年度見込	平成29年度目標数
協力事業所数	250 事業所	280 事業所

③ 地域支えあい情報ネットワークの活用促進

社会福祉協議会、地域包括支援センター、市のそれぞれが持っている高齢者情報等のネットワークを活かしながら、今後も介護・生活支援サービスや地域の社会資源などの情報共有を行い、迅速・的確な相談対応に努めます。

④ 高齢者地域支えあい体制の構築推進

地域で生活する高齢者の日常生活を支援するためには、公的サービスや福祉関係団体の支援などに加え、地域住民や元気な高齢者による支援などの体制が不可欠なことから、「まちづくり活動支援補助金」の利用促進も図りながら、町内会・自治会や老人クラブ、ボランティアなど様々な主体による支えあい・助けあい活動(互助)ができる地域づくりの推進に努めます。

関連事業

○地域のパトロール隊支援

地域住民によるパトロール隊の活動を通し、街頭犯罪の減少と自らの地域を守るという意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会の形成活動に対し助成

○訪問サービス（社会福祉協議会）

健康状態や安否確認が必要な一人暮らし高齢者に乳酸菌飲料を届け、安否確認を実施

○雪かき応援（社会福祉協議会）

雪かき応援を必要とする高齢者世帯に対し、社会人・高校生・大学生等のボランティアグループを組織し、雪かきを実施

○支えあいマップ（社会福祉協議会）

各地区の民生委員児童委員協議会が、地区内の高齢者等で見守りが必要な人を地図に記載して、地区民生委員の情報共有を図り、様々な支援を実施

○たすけあいチーム（社会福祉協議会）

たすけあいチームを編成し、支えあいマップに記載されている高齢者を支援

(2) 一人暮らし高齢者世帯等への支援

① 緊急通報システムの利用促進

疾病により緊急時の連絡が困難な一人暮らし高齢者、病気がちで虚弱な高齢者夫婦などの世帯を対象に、緊急通報装置の設置を推進します。

区分	平成26年度見込	平成29年度目標数
設置件数	294件	366件

② 鍵の保管先登録

急病等がいつ起こるかもしれないという不安を持つ一人暮らし高齢者に対して、本人の同意の下、鍵の保管先を登録していますが、必要に応じて安否確認を行えるよう「鍵の保管先登録制度」を引き続き推進します。

区分	平成26年度見込	平成29年度目標数
鍵の保管先登録件数	262件	280件

③ 緊急情報記録票の普及促進

本人の情報（かかりつけ医療機関・緊急連絡先等）を記入したクリアファイルを冷蔵庫にマグネットで貼り付けておき、事前に消防署と情報共有しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだ際などに役立てることができる「緊急情報記録票」については、高齢者の不安解消の一助として、引き続きPRを行い、普及促進に努めます。

区 分	平成26年度見込	平成29年度目標数
緊急情報記録票配布件数	1,543 件	1,700 件

(3) 生活支援サービスの創出

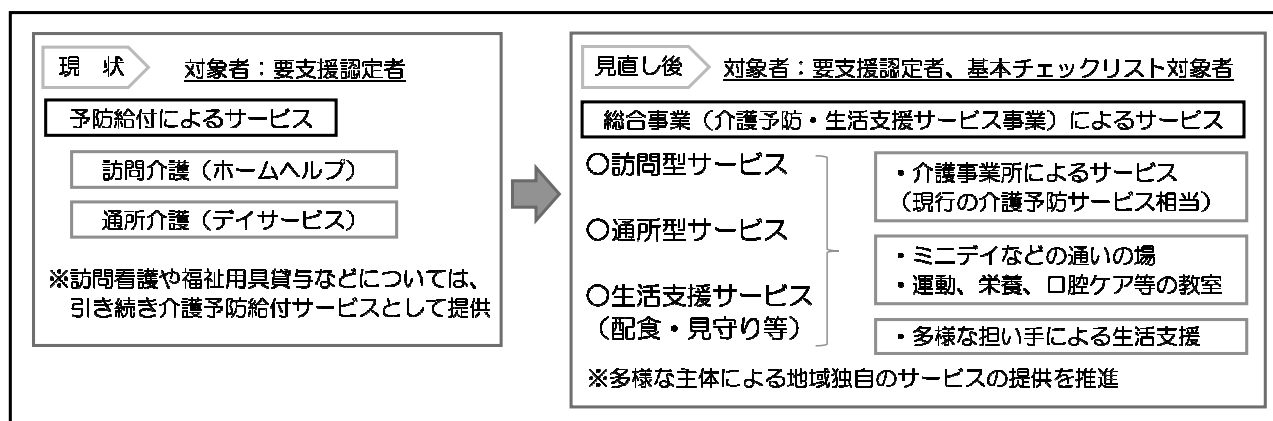
① 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、予防給付のうち訪問介護、通所介護について、保険者が地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業です。

総合事業の実施については、平成27年4月1日施行となっておりますが、円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、保険者において条例を定める場合には、その実施を平成29年4月1日まで猶予することが認められています。

実施にあたっては、地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、介護事業所やNPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していく必要があります。

このようなことから、十分な準備・移行期間を設け、市内のサービス資源の現状等を踏まえながら、平成29年4月1日の事業開始に向けて、多様なサービスの検討のため、関係者で協議体を設置し、情報共有や連携・協働による取組を推進します。



4. 認知症高齢者支援の充実 『認知症にやさしいまちで暮らす』

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に、医療機関、介護事業者等の連携により、認知症高齢者の早期発見や対応、相談体制の充実を図るとともに、オレンジネット等、地域で認知症高齢者を見守り、支える仕組みづくりを構築します。

(1) 認知症高齢者支援体制の構築

① 地域ケア会議の推進[再掲]

17頁 参照

② 認知症高齢者の早期発見に向けた体制づくり

室蘭市医師会の協力を得て、地域包括支援センター等と市内のかかりつけ医との連携を強化し、認知症高齢者及び認知症になる恐れのある高齢者に関する情報共有・相談支援を図る体制を整備します。

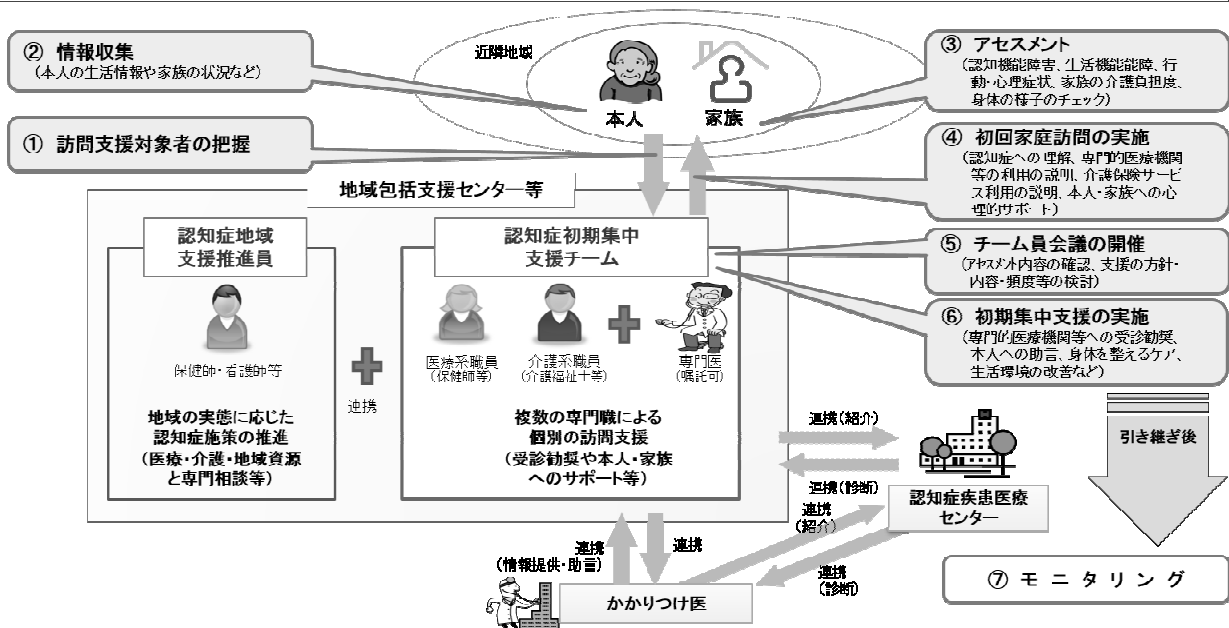
③ 認知症初期集中支援チームの設置

室蘭市医師会との連携により、認知症の人や家族に早期に関わり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活の支援を行うため、認知症初期集中支援チームを設置します。

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム**—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
(個別の訪問支援)
- 認知症地域支援推進員**—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
(専任の連携支援・相談等)



④ 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターにおける認知症の相談体制の強化を図り、介護と医療の連携や、認知症施策の推進役を担う「認知症地域支援推進員」を配置します。

⑤ 認知症カフェの設置

認知症の人やその家族が、気軽な雰囲気の中で、介護に関する悩みを相談したり、同じ悩みを持つ人との交流が図られるよう、認知症カフェを設置します。

平成27年2月から試行実施を開始しており、実施結果を踏まえ、圏域毎の設置を検討します。

⑥ 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるかなど、認知症の人やその家族の視点も反映して、標準的な認知症ケアパス（冊子）を作成し、普及を図ります。

(2) 認知症高齢者を支える地域づくり

① 地域支援体制の強化

認知症高齢者が、その症状に応じて、医療と介護が一体となった適切なサービス提供が受けられるよう、地域包括支援センターを中心としてかかりつけ医・介護支援専門員・サービス事業者・家族等による「地域ケア会議」を行います。

また、認知症サポーターの養成とオレンジネット、SOSネットワーク、権利擁護事業などを推進し、認知症高齢者を地域が支える体制の強化を図ります。

② オレンジネットの充実

認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らし続けられるように、認知症サポーターの養成を行い、認知症の人や家族を支援するための見守りネットワークの推進を図ります。

区 分		平成26年度見込	平成29年度目標数
認知症サポーター 養成講座	延講座数	208回	240回
	延人数	6,020人	6,620人
オレンジメイト延登録数		880人	1,000人

③ 認知症徘徊模擬訓練の実施

認知症の人が行方不明になったという設定のもと、SOSネットワーク（行方不明になった認知症の人を捜すためのネットワーク）を活用して、「通報～連絡～捜索～発見・保護」の情報伝達の流れを訓練する認知症徘徊模擬訓練を実施し、市民に対し認知症についての理解普及を推進します。

(3) 権利擁護等の推進

① 成年後見支援事業（成年後見支援センター）の推進

判断能力や自己決定能力が低下した高齢者等が日常生活において不利益を受けないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知に努めます。

また、市が平成26年4月に社会福祉協議会に設置した「成年後見支援センター」により、生活、権利、財産を守り、地域で安心して生活できるよう、制度利用への相談や市民後見人の育成を図るとともに、広域化について検討します。

② 高齢者虐待防止のための相談体制等の充実

高齢者の虐待防止に関する意識啓発に努め、尊厳を守るとともに、虐待の早期発見・早期対応や、養護者への支援のため、関係職員の資質向上と地域包括支援センターと連携した相談体制ネットワークの充実を図ります。

5. 住み続けられるまちづくり 『住みなれた所で暮らす』

高齢者が地域の中で、これまでに培ってきた経験や知識を活かして、生きがいややりがいを感じられる機会を創出します。

高齢者の住まいを確保し、さらに移動手段、高齢者に配慮した道路や公園の整備促進を図り、安心して住み続けられるまちづくりに努めます。

(1) 多様な住まいの確保

① 高齢者に配慮した市営住宅の建替え促進

高齢者に配慮した市営住宅の建替えは、東町大和・汐見団地建替え計画に基づき、平成27年度と29年度に各1棟108戸、計216戸の整備を図ります。

関連事業

○単身老人福祉住宅

身寄りのない、一人暮らしの60歳以上の方の住宅で、管理人による見守りや安否確認を実施～設置戸数12戸

② サービス付き高齢者向け住宅の整備促進

高齢者が住み慣れたまちで安心して住み続けられるよう、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に定める「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を促進します。

関連事業

○いきいき高齢者住宅助成制度

民間力による高齢者向け住宅の整備促進を目的として平成17年に制定した本制度について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正にあわせて見直しを行い、サービス付き高齢者向け住宅の整備への対応を図ります。

③ まちなか居住の促進

生活に便利なまちなかにおける住宅供給を促進するため、民間との連携による住宅供給や、民間の事業展開の誘導による公共用地の活用を図るほか、傾斜地から平地への住み替えや空き家の解消など、高齢者の住み替えの促進に取り組みます。

④ 高齢者住宅改修補助事業の利用促進

安心して自宅で暮らし続けることができるよう、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化等の改修費用に対する補助事業の利用を促進します。

⑤ 地域密着型サービスの整備促進 [再掲]

19頁 参照

(2) 居場所づくり・生きがいつくりの推進

① 総合福祉センター機能の継続

平成30年度開設予定の複合公共施設（旧向陽中学校跡地）への移転に向けて、総合福祉センター機能の継続と高齢者が利用しやすい施設について検討します。

関連事業

○共生型サロン

高齢者、障がいのある方、地域住民が集い、健康増進や介護予防、生きがいを見出す活動などを実施

○高齢者サロン及び町会などの地域サロン（社会福祉協議会）

高齢者の閉じこもり防止や健康増進を目的に、町会会館などで実施

○ふれあい昼食会（社会福祉協議会）

一人暮らしの高齢者の閉じこもり防止や交流を目的に、各地区福祉協議会の主催で年1回実施

② 白鳥大橋パークゴルフ場の利用促進

白鳥大橋パークゴルフ場は、高齢者などに愛好者が多く、健康増進・生きがいつくりの場として活用されており、平成26年度に増設した36ホールを活用して大会の開催等で利用を促進します。

③ 軽スポーツ（体操、ノルディックウォーキング等）の普及拡大

市民を対象とした、ストレッチ体操やノルディックウォーキング等の講座を開催し、スポーツ施設の充実にも努め、高齢者の生きがいつくり、健康増進を図ります。

区 分	平成26年度見込	平成29年度目標数
ノルディックウォーキング 講座	3回 54人	2回 80人

関連事業

○市民体カテスト

高齢者を含む市民を対象に、基礎的な体力測定と健康体操を実施

○温水プール利用助成（国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者）

高齢者の健康保持・増進を図ることを目的に、プール利用に係る回数券購入代金の半額を助成

○すこやかロード

地球岬、鳴り砂の浜（イタンキ）がウォーキングコースとして認定

④ 学習機会の確保

高齢者の学習ニーズに対応するため、各種講座等を継続します。

区 分	平成26年度見込	平成29年度目標数
総合福祉センター	11講座 12同好会	継続実施
悠悠ライフ	6講座	継続実施
老人クラブ	61団体 3,357人	継続実施
市民活動センター	講座47回 展示26回	継続実施
暮らしの講座	11回	継続実施

関連事業

〇ふれあい市民農園

農作業を通して、高齢者の健康増進、生きがいづくり、世代間交流を目的に、市が農地を借り上げ、希望者に貸し出し

⑤ 就労機会の拡大（シルバー人材センターへの支援）

室蘭市シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、市内在住のおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者の方々に、「事務関係、建物管理関係、草刈り等の屋外作業、介護・介助関係」などの仕事を提供していますが、これらの事業への支援を通して、就労機会の拡大を促進します。

⑥ 介護支援ボランティアの推進〔再掲〕

16頁 参照

（3）移動手段の確保

① 生活交通の維持・確保の推進

高齢者等の買い物や通院など日常生活における外出に欠かすことの出来ない移動の手段である生活交通の維持・確保を図りながら、高齢者等の外出を支援します。

② 高齢者割引（ふれあい）バスの利用促進

高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止などを目的に、乗合バスの「ふれあいパス」購入費の一部を助成しています。今後、さらに利用しやすい制度について検討します。

③ 地域コミュニティ交通事業の検討

傾斜地や高台などバス路線がなく公共交通の利用に不便を感じる地域において、地域・行政・事業者等の共同事業としての考え方を基本とした「地域コミュニティ交通事業」に取り組むなど、地域全体が支え合う移動手段確保の仕組みづくりを推進します。

④ あったか移送サービスの検討

ストレッチャーによる移送が必要な要介護4・5の方が、医療機関への入退院などで利用することができますが、介護保険サービスの充実や民間移送業者の増加により、地域で利用しやすい体制が整ってきたため、今後のサービスについて検討します。

⑤ 福祉有償運送サービスの利用促進

福祉有償運送運営協議会を設置し、公共交通機関を一人で利用できない要介護者等の会員に対して、非営利法人の福祉車両などにより行う個別輸送は、4事業者が運営しておりますが、今後も利用者ニーズの把握に努めながら継続して推進します。

関連事業

○室蘭市生活交通路線維持確保バス補助金

市民に身近な移動の足である乗合バスについて、生活交通路線として必要なバス路線を維持確保するため、必要に応じてバス事業者に対し助成を行います。

(4) 生活環境づくりの促進

① 道路や公園の整備促進

高齢者や障がい者などが安心して外出できる道路環境づくりを行うため、歩道の段差解消を推進します。

また、親しみのもてる公園となるよう、地域の方々の意見を聞きながら、計画的に整備を推進します。

② 交通安全・災害対策等の推進

高齢者が関係する交通事故が頻発していることを踏まえ、老人クラブなどにおいて交通安全教室を開催するとともに、夜光反射材の配布などの啓発を行い、交通事故防止対策を推進します。

また、高齢者を狙った巧妙な販売方法や手口が増加してきていることを踏まえ、町内会や老人クラブなどを対象に消費者出前講座を開催し、高齢者の消費者被害の未然防止に努めます。

さらに、高齢者を災害から守るため、自主防災組織の組織率向上に努め、介助が必要な高齢者など災害時に避難支援を必要とする人を把握し、町内会・自主防災組織・民生委員等の協力を得ながら対象者一人ひとりの「個別計画」の策定を進めます。

関連事業

○自動消火器・火災報知器等設置助成（社会福祉協議会）

火災発生時の避難が著しく困難な人（要介護4又は5の寝たきり高齢者）が居住する世帯に自動消火器等を無料で設置